

2022年8月30日

## ＜石川＞ 穴水町と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との 包括的地域連携に関する協定の締結について

穴 水 町  
北 陸 電 力 株 式 会 社  
北 陸 電 力 送 配 電 株 式 会 社

穴水町（町長 吉村 光輝）と北陸電力株式会社（理事 七尾支店長 中村節夫）および北陸電力送配電株式会社（執行役員 石川支社長 川島 渉）は、本日、「包括的地域連携に関する協定」を締結いたしました。

本協定は、3者が相互に連携しながら、地域が抱える課題やニーズに対応し、地域社会の持続的な発展に寄与することを目的に締結するものです。

また、大規模災害時における相互連携に関する確認書も締結いたしました。

本確認書は相互が担う役割を確認し、災害時における3者の協力事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結するものです。

### 【連携事項】

1. 新たな時代の流れを活かしたまちづくりに関すること
2. 活力のある持続可能なまちづくりに関すること
3. 安全・安心な住みやすいまちづくりに関すること

＜別紙1＞ 穴水町と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との包括的地域連携に関する協定の締結内容（概要）

＜別紙2＞ 穴水町と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との包括的地域連携に関する協定書

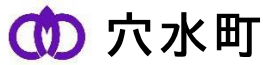
### 【お問い合わせ】

穴水町：企画課

電話 0768-52-3625 FAX 0768-52-0395

北陸電力：七尾支店総務担当

電話 0767-53-0203 FAX 0767-53-0541



穴水町

こたえていく。かなえていく。



北陸電力

未来へ、めぐらせる。



北陸電力送配電

2022年8月30日

穴水町

北陸電力株式会社

北陸電力送配電株式会社

## 穴水町と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との 包括的地域連携に関する協定の締結内容（概要）

穴水町と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社は「包括的地域連携に関する協定」に基づき、地域が抱える課題やニーズに対応し、地域の発展に寄与することを目的として、以下の3つの連携事項について検討・推進してまいります。

### 1. 新たな時代の流れを活かしたまちづくりに関すること

- 脱炭素に向けた再生可能エネルギー利活用拡大の提案
- 脱炭素に向けたEV等の利活用拡大の提案
- 公共施設等への省エネルギー推進への協力
- エネルギーに関する啓発活動の実施
- 地域ICTプラットフォームサービス「結ネット」の提案
- 水道メーター自動検針の提案



(EV車)

ゼロエミッションに向けた取組への支援



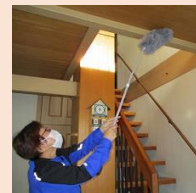
省エネコンサル



地域ICTプラットフォームサービス「結ネット」の提案

### 2. 活力のある持続可能なまちづくりに関すること

- 子育て支援・移住者に対する支援
- 地元特産品の斡旋協力
- 環境美化・環境保全活動への協力
- 観光振興・地域イベント等への協力



空き家あんしんサポート



エネルギー教室の開催



地元特産品の斡旋協力

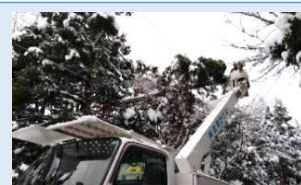


観光振興・地域イベント等への協力



### 3. 安全・安心な住みやすいまちづくりに関すること

- 災害発生に備えた情報連絡や相互連携
- 災害発生時の電源確保に関する相互連携
- 公衆災害防止に向けた連携協力
- 地域防犯活動への協力



災害復旧および災害時の連携



こども110番の車（見守り活動）



防犯カメラ設置

穴水町と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との  
包括的地域連携に関する協定書

穴水町（以下「甲」という。）と北陸電力株式会社（以下「乙」という。）および北陸電力送配電株式会社（以下「丙」という。）（甲・乙・丙をあわせて以下「3者」という。）は、次のとおり包括的地域連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、3者が相互の緊密な連携と協力により、地域が抱える課題やニーズに対応し、地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 3者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- （1）新たな時代の流れを活かしたまちづくりに関すること。
- （2）活力のある持続可能なまちづくりに関すること。
- （3）安全・安心な住みやすいまちづくりに関すること。

2 3者は、前項各号に定める事項を効果的に実施するため、必要の都度、協議を行うものとする。

（確認書等の締結）

第3条 本協定各条に定める3者の役割については、必要に応じて別に確認書等により定めるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとし、有効期間が満了する日の1か月前までに、3者いずれからも申し出がない限り、当該有効期間の満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（守秘義務）

第5条 3者は、本協定の検討又は実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の了承なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。

2 3者は、前条に定める有効期間の満了により本協定が効力を失った後も前項の秘密保持の義務を負う。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は疑義等が生じた場合は、3者協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、3者それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年8月30日

甲 石川県鳳珠郡穴水町字川島ラの174番地  
穴水町  
穴水町長

吉村 光輝（自署）

乙 石川県七尾市三島町61-7  
北陸電力株式会社  
理事 七尾支店長

中村 節夫（自署）

丙 石川県金沢市下本多町六番丁11番地  
北陸電力送配電株式会社  
執行役員 石川支社長

川島 渉（自署）